

初診時及び、再診時選定療養費を徴収しない方

・ 当院の他の診療科から院内紹介されて受診する方 **（院内紹介がない場合は選定療養費が発生いたします）**

- ・ 医科と歯科との間で院内紹介された方
- ・ 救急車で搬送された緊急性を有する方
- ・ 各種公費負担制度（指定難病、自立支援医療、生活保護等）の受給対象の方
- ・ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療で受診される方
- ・ 特定健診、がん検診等の結果により精密検査の指示を受けた方
- ・ 外来受診から継続して入院された方

「選定療養費」Q&A

Q：初診と再診ってなに？

A：初診：「当院を初めて受診する」「当院を受診したことがあるが、治療が終了している」「患者様が任意で治療を中断した後に、再度受診する」

再診：「継続治療が必要で、医師から次回の診療を指示されている」

※診察券をお持ちでも初診と判断され紹介状を持参されない場合は初診時選定療養費をお支払い頂きます。

Q：当院で〇〇科を受診しており、別の診療科を受診する場合は、選定療養費はかかりますか？

A：〇〇科の医師より、別の診療科への院内紹介があれば、選定療養費はかかりません。医師からの院内紹介がなく、患者様の希望で別の診療科を受診する場合は選定療養費がかかります。

Q：選定療養費がかからない方法がありますか？

A：かかりつけ医がある場合 → かかりつけ医からの紹介状をお持ち下さい。
かかりつけ医がない場合 → 居住地近隣の診療所やクリニックからの紹介状をお持ち下さい。